



名古屋市障害者差別相談センター

出前講座 いたします!



市民の皆さんや市内事業所の方々に「障害者差別解消法」に関する知識や理解を深めていただくため、センター職員が皆さんのところへ出掛けて、お話しいたします。

お気軽にお問い合わせください。

☞障害者差別解消法とは?

障害のある方への差別をなくすことで、障害のある方もない方も共に生きる社会をつくることをめざして、平成28年4月に施行されました。

「障害」って?

何をしたら「不当な差別」?

「合理的配慮」って何?

☞こんなお話しをいたします

- ・法律にはどんなことが定められているの?
 - ・どんなことが「障害者への差別」になるの?
 - ・「合理的配慮」って何をすればいいの? など…
- 実際の相談事例も交えて、わかりやすくお伝えします。
(対象者・時間等のご要望に応じて内容を調整します)



☞こんな場面でぜひご活用ください

- ♪企業の社員研修に
 - ♪学校での授業の一場面に
 - ♪当事者団体やグループの勉強会に
 - ♪町内会、地域住民向けの講演会に
- 【少人数でもOK!!】

☞対 象

原則市内在住、在勤、在学の方
(企業・団体・個人グループなど、所属は問いません)

☞費 用

講師の派遣にかかる費用(講師料、交通費等)は無料です。
ただし、会場の賃借料等の運営経費は依頼者の負担となります。

☞時 間

1時間程度から(1時間未満の短時間も調整可能ですので、ご相談ください)

☞申込方法

電話、FAX、メール、郵送、来所いずれの方法でも受け付けます。
(必要に応じて別紙「出前講座申込書」をご活用ください。)

☞申込・問合せ先

名古屋市障害者差別相談センター

〒462-8558 名古屋市北区清水 4-17-1 総合社会福祉会館 5階

電話: 052-856-8181 FAX: 052-919-7585

Eメール: inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp

ホームページ: <http://nagoya-sabetsusoudan.jp>

※名古屋市障害者差別相談センターは、法律に基づく相談窓口として名古屋市が設置し、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が受託・運営しています。

障害者差別相談センター 出前講座申込書

平成 年 月 日

企業・団体名	
ご担当者	
ご住所	〒
ご連絡先	電話 () ー
	FAX () ー
	Eメール
ご希望日時	※可能であれば、複数日程ご記入ください。(未定の場合は、時期のみでも結構です。)
実施予定会場	
対象者	()名
ご質問等	※事前にご質問等がございましたら、ご記入ください。

【申込先】

名古屋市障害者差別相談センター

〒462-8558 名古屋市北区清水 4-17-1 総合社会福祉会館 5 階

電話：052-856-8181 ファクス：052-919-7585

Eメール：inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp